

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて

当事業者が_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社フレアコーポレーション（平成9年8月8日設立）
事業者の所在地	兵庫県川西市小花1丁目12番16号
事業所名称	あんず薬局（平成14年6月30日開設）
事業所の所在地	兵庫県伊丹市車塚2丁目26番地
事業所の電話番号	072-775-7600
指定番号	40100237
代表者	代表取締役社長 山本康二
電話番号（URL）	072-767-1151（HP： https://www.furea.jp/ ）

2. 事業の目的と運営方針

事業者の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、あんず薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

事業実施地域：川西市、伊丹市、尼崎市、宝塚市

上記地域以外では別途交通費をいただく場合がございます。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調整するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使

用いただけるよう努めます。

- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮無く質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4.職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常勤務体制
薬剤師	5名	・常勤者（2名） 勤務時間 9:00-18:00 ・非常勤者（3名） 勤務時間 10:00-14:00
事務員	3名	・常勤者（1名） 勤務時間 9:00-18:00 ・非常勤者（2名） 勤務時間 10:00-14:00

5.担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：①

：②

責任者：

なお、当事業所の担当薬剤師が訪問できない場合（冠婚葬祭や急病など）、本事項2に基づきあらかじめ利用者情報共有した以下の事業所が臨時対応させていただきます。
（下記表が空欄の場合、当事業所のみで対応させていただきます）

事業所（薬局）名	住所	連絡先（電話）

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービス目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

6.営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

①営業日 月曜日から金曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月29日-1月3日）を除きます。

②営業時間 月曜日 から金曜日 9:00-17:30

7.緊急時の対応等

①緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8.利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供費として

居宅療養管理指導費

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
単一建物居住者が 1 人	517 円/回	1,034 円/回	1,551 円/回
単一建物居住者が 2-9 人	378 円/回	756 円/回	1,134 円/回
単一建物居住者が 10 人以上	341 円/回	682 円/回	1,023 円/回
情報通信機器を用いた服薬指導 （居宅療養管理指導と同日に行っ た場合を除く）を行った場合（1 月に 1 回に限り）	45 円/回	90 円/回	135 円/回

算定する日の間隔は 6 日以上、かつ、月 4 回を限度とします。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている患者の場合は、週 2 回、かつ、月 8 回を限度とします。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1 回につき 100 円（①に加算）

③離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合（上記 8.①の表形式にした方が見易いのでは？）

- ・離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に 15% が加算されます。
- ・中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に 10% が加算されます。
- ・離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に 5% が加算されます。

注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬剤や薬剤の調整に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

④支払方法について

月内にご利用いただいたサービス提供費を一括で翌月末に請求いたします。

⑤キャンセル料について

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。（どの時点からの〇〇時間前なのか明記）

- ・ 24 時間前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です
- ・ 12 時間前までにご連絡の場合 1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
- ・ 12 時間前までにご連絡のない場合 1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等やむを得ない事情の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9.サービスの提供にあたって

①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

③薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「薬学的管理指導計画」に基づき、実施します。

上記計画については、訪問後や医師又は歯科医師等の指示等、必要に応じ計画の見直しを行います。

④従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

⑤医師又は歯科医師等の指示に応じてサービスの提供をいたします。当月内にサービスを提供した回数を合算して、当月末にお支払いいただきます。

⑥ご希望であれば、利用者本人への連絡をするのと同様の通知を家族へも通知いたします。

⑦サービス提供の記録は5年間保管いたします。利用者本人と家族の閲覧、有料の謄写が可能です。

留意事項

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

10.秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

1:事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

2:事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

3:また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

4:事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

1:事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

2:事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

3:事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：損保ジャパンパートナーズ株式会社

保険名：施設賠償責任保険

補償概要：業務遂行に起因する事故による損害賠償を補償する特約

12.契約の解約・終了

- ① 利用者は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
- ② 事業者は、利用者が法令違反又は料金の90日間以上の滞納、サービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- ③ 事業者は前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

13.苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ・株式会社フレアコーポレーション
兵庫県川西市小花1丁目12番16号
TEL：072-767-1151
- ・川西市役所 福祉部 介護保険課
兵庫県川西市中央町12番1号
TEL：072-740-1148
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
TEL: 078-332-5601

14.重要事項説明の場所・年月日

年 月 日 時 分 場所：

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり

☐ 甲 1、☐ 甲 2 に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地

兵庫県伊丹市車塚 2 丁目 26 番

名称

あんず薬局

説明者氏名

印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者 住所

氏名

印

(甲 2) 利用者家族 住所

氏名

印

☐ 利用者は身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、

私が利用者に代わってその署名を行いました。

個人情報の提供及び処方箋等の取扱いに関して ☐ 同意する ☐ 同意しない